

資料

# 幼児教育・保育の無償化の 施行に係る取組について

令和元年10月31日

内閣府・文部科学省・厚生労働省

# 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向けた取組

## (1) 実務を担う地方自治体との連携

### <国と地方の協議の場>

#### 【ハイレベル】「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」

- 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、昨年末に設置。
- 地方3団体から首長が参加する幹事会をこれまでに計3回開催。

#### 【実務レベル】「市町村実務検討チーム」

- 13市区町村と無償化に関する実務を検討するための打合せを、昨年8月から計9回開催。
- ①無償化の対象となる施設・事業ごとの詳細な事務の流れを見える化した実務フロー、②利用者や事業者に記入いただく申請書の参考様式、③自治体担当者用のFAQ、④住民や事業者に無償化の概要を分かりやすく説明するための資料、などを作成し、全国の自治体に周知。

### <地方自治体の事務に係る財政措置>

[事務費] 初年度と2年目を全額国費負担 : H30年度：301億円 H31年度：120億円 R2年度要求額：237億円

[システム改修費] 全額国費負担 : H30年度：192億円 H31年度：62億円

## (2) 無償化についての丁寧な周知・説明

### <自治体向け説明会>

- 都道府県等説明会（5月30日）
- 都道府県主催の市町村説明会に内閣府職員等派遣（6月以降 計51回）

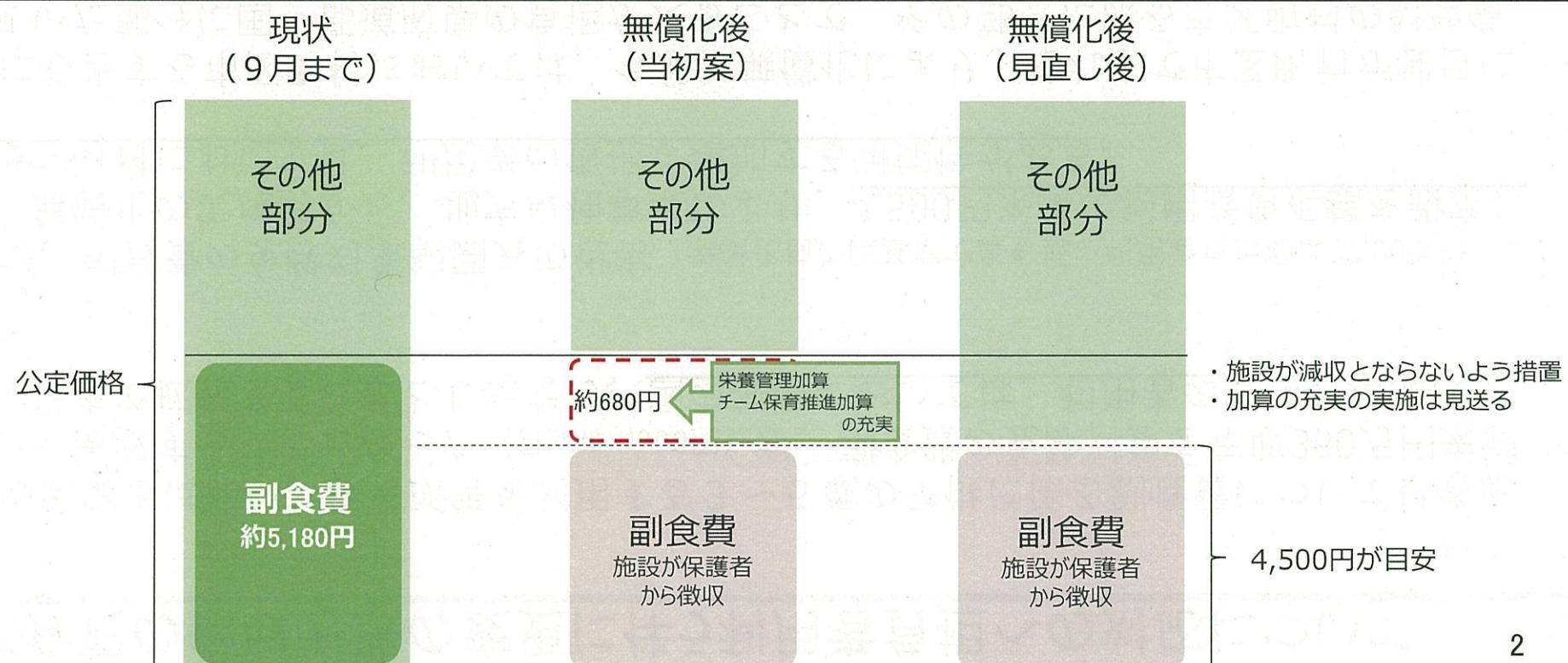
### <広報>

- 特設ホームページを開設 ※多言語対応、Q&A、個人シミュレーション
- ポスターを全国の自治体に配布
- テレビCM、新聞・ウェブ広告
- コールセンターの設置

# 令和元年10月以降の公定価格の副食費の取扱いについて

- 本年10月以降の公定価格については、当初、
  - ・2号認定子どもの基本分単価から、副食費相当額として約5,180円を減額するとともに
  - ・4,500円との差分約680円を活用し、栄養管理加算及びチーム保育推進加算の充実を行うこととし、公定価格の単価案等を8月22日に提示。
- しかしながら、公定価格の単価案等を示すのが当初の予定より遅れ、その内容について市町村及び事業者に対する十分な説明・周知が行き届かない状況となっていたことから、関係各所との調整も踏まえ、本年10月以降の公定価格について
  - ・施設において減収とならないよう、2号認定子どもの公定価格における副食費について、4,500円の減額に止めるとともに、
  - ・栄養管理加算及びチーム保育推進加算の充実については実施を見送ることとした。

※令和2年度の取扱いについては、公定価格全体の議論の中で改めて検討を行う。



# 副食費の徴収方法の変更に伴う利用者負担への対応について

- 今般の無償化に伴い、保育所等を利用する3～5歳の子供に係る副食費については各施設において徴収することとなった（目安は4,500円）が、副食費の免除対象を年収360万円未満相当の世帯まで拡充することとしたため、国の基準においては、利用者の負担の増加は生じない。
- 一方で、副食費の免除対象範囲外の世帯（無償化前の国基準で最も低い利用者負担額は27,000円）について、無償化の実施前から、地方単独事業により、4,500円未満の利用者負担額を設定していた市区町村においては、利用者の負担が増加する可能性がある。
- 上記に該当する市区町村においては、今般の無償化により、それまで市区町村が独自に負担していた部分に国・都道府県の負担が入ることで、その部分に係る市区町村の財政負担が軽くなることも踏まえ、無償化を機に利用者の負担が増加することのないよう、引き続き、対応に配慮いただきたい。

**(参考) 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日関係閣僚合意) (抄)**

今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。

# 質の向上を伴わない理由のない保育料等の引上げに対する対応について

## 基本的考え方

- 質の向上を図る場合など各施設の保育料等の引上げ自体が一概に不適切なわけではないと考えられるが、今般の無償化を契機に、理由のない保育料等の引上げが行われることは、公費負担により事業者が利益を得ることにつながり、あってはならないもの
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園や認可外保育施設の保育料等については、施設と保護者の間の契約で決められるものであるため、保護者に十分に説明し、納得を得ることが重要

## これまでの取組

- 保育料等を変更する場合には、保護者に対する説明に加え、施設ごとに以下の手続きが必要
  - ・ 幼稚園：変更内容やその理由について、都道府県への届出
  - ・ 認可外保育施設：変更内容やその理由について、施設における掲示  
※掲示を義務付けるため省令を改正
- 地方自治体や関係団体と連携した事業者に対する周知の徹底
- 都道府県等に対し、理由のない保育料等の引上げに該当する可能性のある類型を示すとともに、事実確認、指導助言、国への情報共有を依頼  
<参考>これまでに把握した主な不適切な類型
  - ・ 無償化の対象者のみを対象とした保育料等の引上げがなされる
  - ・ 施設から値上げの理由が示されない、或いは示された理由に具体性がない